

電波監理審議会（第1154回）議事要旨

1 日時

令和8年3月11日（水）15:00～17:23

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

笹瀬 巖（会長）、大久保 哲夫（会長代理）、長田 三紀、西村 暢史、矢嶋 雅子

(2) 審理官

古賀 康之、三村 義幸

(3) 総務省

（情報流通行政局）

豊嶋 基暢（情報流通行政局長）、近藤 玲子（大臣官房審議官）、井田 俊輔（総務課長）、
佐伯 宜昭（放送政策課長）、西村 邦太（放送政策課企画官）、根本 朋生（放送技術課長）、
坂入 倫之（放送業務課長）

（総合通信基盤局）

湯本 博信（総合通信基盤局長）、翁長 久（電波部長）、飯倉 主税（総務課長）、
小川 裕之（電波政策課長）、山野 哲也（基幹・衛星移動通信課長）、
宮澤 茂樹（重要無線室長）、五十嵐 大和（移動通信課長）、
影井 敬義（新世代移動通信システム推進室長）、佐藤 輝彦（移動通信企画官）、
向井 ちほみ（電波環境課長）

(4) 幹事

松下 文宣（総合通信基盤局総務課課長補佐）（電波監理審議会幹事）

柏崎 幹夫（総合通信基盤局総務課課長補佐）（有効利用評価部会幹事）

4 議事模様

(1) 議決事項

電波監理審議会決定第1号の改正（案）

審議の結果、案のとおり決することとした。

(2) 諮問事項

- ① 日本放送協会に対する令和8年度国際放送等実施要請 (諮問第10号)
審議の結果、諮問のとおり要請することが適当との答申をした。

【内容】

放送法第65条第1項に基づき、日本放送協会に対する国際放送等の実施要請について諮問するもの

- ② 基幹放送普及計画の一部を変更する告示案（「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会取りまとめ」を踏まえた制度整備） (諮問第11号)
審議の結果、諮問のとおり変更することが適当との答申をした。

【内容】

「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会取りまとめ」を踏まえ、基幹放送普及計画の一部を変更する告示案について諮問するもの

- ③ 日本放送協会及び放送サービス高度化推進協会所属の基幹放送局における電気通信設備の運用に係る業務管理体制等の変更申請について（基幹放送局における電気通信設備の変更及び新たな業務委託の開始） (諮問第12号)
審議の結果、諮問のとおり許可することが適当との答申をした。

【内容】

日本放送協会（NHK）の放送センターの移転等（株式会社放送衛星システム（B-SAT）所属地球局の移転を含む。）に伴い、関係する以下4件の変更の許可について、一括で諮問するもの

・NHKの基幹放送局（地デジ、FM）に係る業務管理体制の変更の許可（業務委託の変更） ※電波法第6条第2項第6号に掲げる事項

・NHKの基幹放送（衛星）に係る電気通信設備の概要の変更 ※放送法第93条第2項第8号に掲げる事項

・A-PABの基幹放送（衛星）に係る電気通信設備の概要の変更 ※放送法第93条第2項第8号に掲げる事項

・NHKの基幹放送（衛星）に係る業務管理体制の変更の許可（業務委託の変更） ※放送法第93条第2項第9号に掲げる事項

- ④ 電波法施行規則等の一部を改正する省令案（高周波利用設備の技術基準等の改正） (諮問第13号)

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

情報通信審議会から、ISM 機器の妨害波に関する許容値及び測定法を定めた国際規格である CISPR 11 の最新版について一部答申がなされたことを受け、高周波利用設備の妨害波許容値等を CISPR 11 に整合させるため、電波法施行規則等の一部を改正する省令案を諮問するもの

- ⑤ 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案（800MHz 帯広帯域小電力無線システム及び三次元測位システムの導入に係る制度整備）（諮問第 14 号）

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

800MHz 帯広帯域小電力無線システム及び三次元測位システムの導入に係る制度整備のため、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案について諮問するもの

- ⑥ 周波数割当計画の一部を変更する告示案（800MHz 帯広帯域小電力無線システム及び三次元測位システムの導入に係る制度整備）（諮問第 15 号）

審議の結果、諮問のとおり変更することが適当との答申をした。

【内容】

800MHz 帯広帯域小電力無線システム及び三次元測位システムの導入に係る制度整備のため、周波数割当計画の一部を変更する告示案について諮問するもの

- ⑦ 電波法施行規則等の一部を改正する省令案（920MHz 帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの屋外利用等に係る制度整備）（諮問第 16 号）

審議の結果、諮問のとおり制定することが適当との答申をした。

【内容】

920MHz 帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの屋外利用等に係る制度整備のため、電波法施行規則等の一部を改正する省令案について諮問するもの

- ⑧ 周波数割当計画の一部を変更する告示案（920MHz 帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの屋外利用等に係る制度整備）（諮問第 17 号）

審議の結果、諮問のとおり変更することが適当との答申をした。

【内容】

920MHz 帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの屋外利用等に係る制度整備のため、周波

数割当計画の一部を変更する告示案について諮問するもの

- ⑨ 自動運転支援のためのV2X通信システム導入に向けた5.9GHz帯の周波数変更に係る特定周波数変更対策業務を実施する指定周波数変更対策機関の指定 (諮問第18号)
審議の結果、諮問のとおり指定することが適当との答申をした。

【内容】

自動運転の実現に向けた5.9GHz帯の周波数変更のための特定周波数変更対策業務を実施する「指定周波数変更対策機関」の公募を令和8年2月2日から同年2月24日まで行った結果を受け、指定周波数変更対策機関の指定に関して諮問するもの

(3) 報告事項

- ① 令和7年度電波の利用状況調査(第3号調査:各種無線システム(714MHz超)の調査)について、総務省から報告があった。
- ② 令和7年度電波の利用状況調査(第2号調査:公共業務用無線局の調査)について、総務省から報告があった。
- ③ 26GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための価額競争の参加申請の受付開始について、総務省から報告があった。

(4) 審議事項

- ① 令和7年度携帯電話及び全国BWA等に係る電波の有効利用の程度の評価結果案について審議を行い、案のとおり決し、総務大臣に報告するとともに、公表することとした。
- ② 有効利用評価方針改定案について審議を行い、意見募集を実施することとした。

(文責:電波監理審議会事務局)